

# 1 認知症疾患医療センターの 指定・更新について



# 認知症疾患医療センター運営事業（平成29年度～）

- 認知症疾患に関する鑑別診断の実施など、地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業（H20年～）
- 平成29年度より、さらなる整備促進のため、診療所型の設置要件に病院を追加し「連携型」を新設
- 実施主体：都道府県・指定都市（鑑別診断に係る検査等の総合的評価が可能な医療機関に設置）
- 設置数：全国に375か所（平成28年12月末現在 都道府県知事又は指定都市市長が指定）

		基幹型	地域型	連携型
設置医療機関		病院（総合病院）	病院（単科精神科病院等）	診療所・病院
設置数（平成28年12月末現在）		15か所	335か所	25か所
基本的活動圏域		都道府県圏域	二次医療圏域	
専門的医療機能	鑑別診断等	認知症の鑑別診断及び専門医療相談		
	人員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医（1名以上）</li> <li>・臨床心理技術者（1名以上）</li> <li>・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医（1名以上）</li> <li>・臨床心理技術者（1名以上）</li> <li>・精神保健福祉士又は保健師等（2名以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門医（1名以上）</li> <li>・看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等（1名以上）</li> </ul>
	検査体制 （※他の医療機関との連携確保対応可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT</li> <li>・MRI（※）</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CT（※）</li> <li>・MRI（※）</li> <li>・SPECT（※）</li> </ul>
	BPSD・身体合併症対応	空床を確保	急性期入院治療を行える医療機関との連携体制を確保	
	医療相談室の設置	必須	—	
地域連携機能		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への認知症に関する情報発信、普及啓発、地域住民からの相談対応</li> <li>・認知症サポート医、かかりつけ医や地域包括支援センター等に対する研修の実施</li> <li>・地域での連携体制強化のための「認知症疾患医療連携協議会」の組織化 等</li> </ul>		

# 岐阜県内の認知症疾患医療センター設置状況（平成28年度）

平成23年5月11日に、以下の7病院を認知症疾患医療センターに指定  
(第2期指定期間:平成29年3月31日まで)

	圏域	所在市町村	医療機関名
1	岐阜	岐阜市	公益社団法人 岐阜病院
2		岐阜市	医療法人香風会 黒野病院
3	西濃	大垣市	医療法人静風会 大垣病院
4	中濃	美濃加茂市	医療法人清仁会 のぞみの丘ホスピタル
5		郡上市	医療法人春陽会 慈恵中央病院
6	東濃	瑞浪市	医療法人仁誠会 大湫病院
7	飛騨	高山市	医療法人生仁会 須田病院

※すべて地域型認知症疾患医療センター

# 厚生労働省の整備方針

## ■ 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)

【全国の認知症疾患医療センター数】

375カ所(H28.12月現在) → 約500カ所(H29年度末)

## ■ 「精神疾患の医療体制の構築に係る指針の改正について」

(平成24年10月9日 医政指発1009第1号、障精発1009第1号、老高発1009第2号 3部局課長連盟通知)～抄～

- ・認知症疾患医療センターを整備するとともに、認知症の鑑別診断を行える医療機関を含めて、少なくとも二次医療圏に1カ所以上、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度(特に65歳以上人口が多い二次医療圏では、認知症疾患医療センターを複数カ所が望ましい。)を確保すること

## ■ 今後の認知症疾患医療センターの体制整備について当面の考え方

(平成25年6月 都道府県・政令指定都市認知症施策担当者会議 資料より)

- I 「地域型」を、二次医療圏域毎に設置する。
- II 「基幹型」を、身体合併症に対する急性期医療対応を空床確保を行うための拠点として設置する。
- III (I、IIを基本としつつ、)65歳以上人口規模に応じ、「診療所型(H29年度～連携型)」等を設置する。
  - (1)65歳以上人口60,000人以下の二次医療圏においては、「診療所型(H29年度～連携型)」を優先して設置する。又は、複数の二次医療圏による共同での「地域型」設置や、隣接する65歳以上人口60,000人以上二次医療圏と一体的に「地域型」を設置する。
  - (2)「基幹型」を設置した二次医療圏については、特に65歳以上人口が多い二次医療圏として、「地域型」を設置する。(3カ所目以降は、「診療所型(H29年度～連携型)」で設置する)

※ただし、指定(更新)協議の際には地域の現状を考慮する。

## 整備方針に照らした現在の設置状況

二次医療圏	65歳以上人口 (高齢化率)	センター数	設置の考え方
岐阜	213,697人 (26.7%)	2	65歳以上人口6万人を大幅に上回るため、地域型センターを2カ所設置
西濃	104,598人 (28.3%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
中濃	106,950人 (28.8%)	2	65歳以上人口6万人を大きく上回り、かつ広域であるため、地域型センターを2カ所設置
東濃	102,225人 (30.6%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
飛騨	50,267人 (34.1%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置 ※65歳以上人口は6万人に満たないが、広域であることや高齢化率が高いことを勘案し、地域型センターを設置

65歳以上人口及び高齢化率は、H28.10.1時点(岐阜県統計公表資料)

# 岐阜県の今後の整備方針（１）

身体合併症に対する急性期医療対応と空床確保を行うための拠点として、  
**新たに「基幹型センター」を岐阜市民病院に設置する。**

## ■岐阜市民病院認知症疾患医療センターの事業概要（H29.1.23現在）

### ➤ 人員配置及び病院内体制

医師（専任3名（神経内科2・精神科1） 臨床心理技術者（専任1名） 保健師等（専従1名 認定看護師）  
精神保健福祉士（専任1名） 精神科リエゾンチーム、認知症ケアチームの配置（配置済み）

### ➤ 検査体制

CT MRI SPECT PET-CT

### ➤ 入院体制

BPSD・身体合併症対応 精神科に空床1床（24時間、365日）確保  
→身体合併症等による急性期医療対応のバックアップ

### ➤ 地域連携機能

・最新・専門情報の提供（サポートマップ等の運用）

### ➤ 人材育成

・事例検討会（年2回） ・認知症ケア勉強会（月1回）

### ➤ 調査・研究

・認知症予防に関する研究  
・家族・介護者支援策に関する研究  
・認知症リハビリテーションに関する研究

# 整備方針に照らした平成29年度以降の設置状況

二次医療圏	65歳以上人口 (高齢化率)	センター数	設置の考え方
岐阜	213,697人 (26.7%)	<b>3</b> (うち基幹型1)	65歳以上人口6万人を大幅に上回るため、地域型センターを2カ所設置 <b>県庁所在地である岐阜市内に基幹型を設置</b> <b>①65歳以上人口213,697人であり、65歳以上人口6万人あたり1カ所の基準に照らして、3カ所の設置が妥当</b> <b>②既にそれぞれの地域型センターが担当して地域連携に取り組んでいることから、地域型の配置見直し等を行わないことが妥当</b>
西濃	104,598人 (28.3%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
中濃	106,950人 (28.8%)	2	65歳以上人口6万人を上回り、かつ広域であるため、地域型センターを2カ所設置
東濃	102,225人 (30.6%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置
飛騨	50,267人 (34.1%)	1	二次医療圏に対して地域型センターを1カ所設置 ※65歳以上人口は6万人に満たないが、広域であることや高齢化率が高いことを勘案し、地域型センターを設置

65歳以上人口及び高齢化率は、H28.10.1時点(岐阜県統計公表資料)

## 岐阜県の今後の整備方針（2）

- (1) 身体合併症に対する急性期医療対応と空床確保を行うための拠点として、  
**新たに「基幹型センター」を岐阜市民病院に設置する。**
- (2) 現行の「地域型センター」7カ所については、平成23年5月の指定以降、各地域と連携してセンター業務を実施しているところであり、今後もその活動を継続・維持していくことで、県内の認知症医療の水準向上が期待できる。
- (3) 岐阜圏域に「基幹型センター」を新設することで、岐阜圏域には、『基幹型：1カ所、地域型：2カ所』が整備されることとなるが、
  - ① 65歳以上人口213,697人であり、65歳以上人口6万人あたり1カ所の基準に照らして、3カ所の設置が妥当
  - ② 既にそれぞれの地域型センターが担当して地域連携に取り組んでいることから、地域型の配置見直し等は行わないことが妥当



指定期間：平成29年4月1日から平成32年3月31日まで（3年間）

指定対象：基幹型センター1カ所（岐阜市民病院）

地域型センター7カ所（現在指定の7病院）

とし、平成29年2月以降、厚生労働省との協議を行う。



# センター指定・更新に向けた今後のスケジュール

時期	内容
H29.1.23(本日)	岐阜県認知症施策推進会議 (平成29年度以降のセンター設置方針について決定)
H29.2月中(予定)	厚生労働省の認知症疾患医療センター指定協議
H29.3月中	既存7センターと岐阜市民病院のセンター担当医師、PSW等実務担当者による業務分担等の協議を実施  【要協議内容】 ・身体合併症患者の対応について (基幹型センターの対応範囲、急性期を脱した後の対応等) ・岐阜県認知症疾患医療協議会の実施方法・位置づけについて
H29.4.1～	センター業務開始